

○ 稲川土地改良区職員給与規程

〔昭和48年1月19日
制 定〕

改正	昭和48年12月22日	昭和50年3月18日	昭和51年2月28日
	昭和52年2月25日	昭和53年2月25日	昭和54年2月20日
	昭和55年2月20日	昭和56年2月18日	昭和57年2月20日
	昭和59年2月20日	昭和60年3月5日	昭和61年2月26日
	昭和62年2月23日	昭和62年12月8日	昭和63年2月22日
	平成元年2月22日	平成2年2月26日	平成3年3月1日
	平成4年2月24日	平成5年2月22日	平成6年2月23日
	平成7年2月23日	平成8年2月13日	平成9年2月19日
	平成9年6月30日	平成10年2月19日	平成11年2月23日
	平成12年2月23日	平成12年4月17日	平成13年2月22日
	平成14年2月21日	平成15年2月20日	平成16年2月13日
	平成17年2月18日	平成18年2月17日	平成22年2月23日
	平成25年8月13日	平成28年2月18日	平成29年2月17日
	平成29年8月3日	平成30年2月14日	平成31年2月15日
	平成31年4月4日		

第1条 この土地改良区の職員に対して支払う給与は、別段の定めがある場合のほかは、この規程の定めるところによる。

第2条 この規程の給与の種類は、給料、扶養手当、特別手当、職務手当、時間外勤務手当及び通勤手当とする。

第3条 職員の給料額は理事会にはかり理事長がこれを定める。

2 前項の給与の基準は、別表第1による。

3 職員が12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは1号給上位に昇給させることができる。

4 職員の勤務成績が優秀であるもの及び他団体等との均衡上調整を必要と認められたものについては、その期間を短縮し、若しくは現に受ける号給より2号給以上上位の号給まで昇給させることができる。

5 給料表に定める勤務の等級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第2（等級別標準勤務表）に定めるとおりとし、これらに掲げる職務と、その複雑、困難及び責任の同程度の職務は、それぞれの職務の等級に分類されるものとする。

6 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の資格に応じて、別表第3（初任給基準表）に定めるとおりとする。

第4条 月額額の計算期間はその月の1日から末日までとし、その支給日は毎月21日とする。ただし、支給日が休日に当たるとき、又は理事長が必要であると認めるときは、繰り上げて支給することができる。

2 月の中途における採用又は給与額に異動を生じた場合は、発令の日から、退職又は死亡した場合はその日までその月の現日数により日割計算により給料を支給する。

3 日給者については、当月末までを締め切り期間とし翌月1日に支給する。

第5条 次の各号に該当するときは、前条の規定にかかわらず即日又はその事情により1週間以内に支給する。

(1) 死亡

(2) 退職

(3) その他理事長が必要と認めるとき

2 前項の規定による給与を支給する場合、その月分全額を支給する。

第6条 給与を受けるものが疾病等により執務しないときは、次の区分により給与を支給する。

(1) 6ヶ月以内 全額

(2) 6ヶ月以上1年以内 8割

(3) 1ヶ年を超える時 6割

2 職務のため疾病又は病気にかかり、又は忌服を受けている若しくは有給休暇を受けた者は前項の日数に算入しない。

3 私事のため執務しないこと30日を超えるときは棒給は半額とし、60日を超えるときは支給を停止する。

第7条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げるもので、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

(1) 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳

に達する以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額額は前項の規定にかかわらず5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まないものとする。
- (1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
 - (2) 年額130万円以上（満60歳以上の場合は年額180万円以上）あると見込まれる者

第8条 新たに職員になった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合は、直ちにその旨を理事長に届出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者の場合は、その者が職員になった日、前項第1号の場合はその事実が生じた日の属する月の翌月から開始し、前項第2号の場合はその事実の生じた日の属する月を以って終る。ただし、扶養手当の支給の開始については同項の規定による届出が事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月から行うものとする。

第9条 特別手当は6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）に在職する職員に対し支給する。

2 特別手当の額は基準日現在（退職又は死亡した職員については退職又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児・介護休業及び育児・介護短時間勤務職員にあつてはその者の勤務時間を職員の勤務時間で除して得た数）及び扶養手当の月額の合計額に別表第4の支給率を乗じて得た額とし、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 6ヶ月 | 100分の100 |
| (2) 5ヶ月以上6ヶ月未満 | 100分の80 |
| (3) 3ヶ月以上5ヶ月未満 | 100分の60 |
| (4) 3ヶ月未満 | 100分の30 |

第10条 事務局長、課長及び係長、主任に職務手当を支給する。

- 2 前項の手当の月額は別表第5のとおりとする。
- 3 手当の支給を受ける職員が、その月の有給休暇、欠勤及び休職等により勤務し

なかった日数が勤務すべき日数の3分の2を超える場合においては、手当を支給しない。

第11条 正規の勤務時間外に勤務することを命じられた職員に対しては時間外勤務手当を支給する。

2 前項の時間外勤務手当の支給方法は、別表第6に定める基準によるものとする。

第12条 通勤距離が2キロメートル以上の職員に対しては通勤手当を支給する。

2 前項の通勤手当の額は、別表第7に定める基準によるものとする。

第13条 この規程に定めのないものについては、理事長が定める。

附 則

この規程は、昭和48年1月19日から施行し、昭和47年6月1日から適用する。

附 則（昭和48年12月1日）

この規程は、昭和48年12月22日から施行し、昭和48年12月1日から適用する。

附 則（昭和50年3月18日）

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年2月28日）

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年2月25日）

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年2月25日）

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年2月20日）

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年2月20日）

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年2月18日）

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年2月20日）

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年2月20日）

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月5日）

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年2月26日）

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年2月23日）

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和 62 年 12 月 8 日）

この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 2 月 22 日）

この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 2 月 22 日）

この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 2 月 26 日）

この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 3 月 1 日）

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 2 月 24 日）

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 2 月 22 日）

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 2 月 23 日）

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 2 月 23 日）

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 2 月 13 日）

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 2 月 19 日）

この規程は、平成 9 年 6 月 30 日から施行する。

附 則（平成 10 年 2 月 19 日）

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 2 月 23 日）

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 2 月 23 日）

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 4 月 17 日）

この規程は、平成 12 年 4 月 17 日から施行し、平成 12 年 4 月 3 日から適用する。

附 則（平成 13 年 2 月 22 日）

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 2 月 21 日）

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 2 月 20 日）

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 2 月 12 日）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月18日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月17日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月23日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月13日）

この規程は、平成25年8月13日から施行し、平成25年7月21日から適用する。

附 則（平成28年2月18日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月17日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月3日）

この規程は、平成29年8月4日から施行する。

附 則（平成30年2月14日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月15日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月4日）

この規程は、平成31年4月4日から施行する。

第4編 給与（稲川土地改良区職員給与規程）

別表第1（第3条関係）

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員 以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	143,669	194,145	230,616	263,965	290,160	320,888	365,017
	2	144,777	195,958	232,228	265,879	292,376	323,105	367,636
	3	145,986	197,772	233,740	267,692	294,693	325,422	370,155
	4	147,095	199,585	235,352	269,808	296,809	327,639	372,775
	5	148,203	201,197	236,863	271,622	298,824	329,855	374,689
	6	149,311	203,011	238,576	273,536	301,141	331,870	377,208
	7	150,419	204,824	240,087	275,450	303,459	334,087	379,525
	8	151,528	206,638	241,699	277,566	305,675	336,303	382,044
	9	152,636	208,351	243,009	279,682	307,690	338,318	384,562
	10	154,046	210,164	244,520	281,697	310,007	340,535	387,283
	11	155,356	211,978	246,132	283,812	312,224	342,550	389,902
	12	156,666	213,791	247,542	285,827	314,541	344,766	392,622
	13	157,976	215,202	249,054	287,842	316,657	346,580	395,040
	14	159,487	217,015	250,565	289,958	318,773	348,595	397,358
	15	160,998	218,728	251,875	291,973	320,989	350,710	399,574
	16	162,610	220,541	253,285	293,988	323,105	352,725	401,992
	17	163,920	222,254	254,796	295,902	325,120	354,438	403,806
	18	165,431	223,967	256,509	297,917	327,135	356,453	405,821
	19	166,942	225,579	258,222	300,033	329,150	358,267	407,735
	20	168,454	227,191	260,035	302,048	331,165	360,181	409,548
	21	169,864	228,702	261,647	304,063	332,978	362,196	411,463
	22	172,584	230,415	263,461	306,179	335,094	364,110	413,276
	23	175,204	232,027	265,174	308,194	337,109	366,125	415,090
	24	177,823	233,639	266,886	310,310	339,225	368,039	417,004
	25	180,544	234,848	268,901	312,022	340,635	370,054	418,817
	26	182,256	236,359	270,816	314,138	342,550	371,969	420,329
	27	183,969	237,770	272,629	316,153	344,464	373,984	421,840
	28	185,682	239,079	274,443	318,168	346,378	375,999	423,452
	29	187,193	240,389	276,155	319,982	348,091	377,510	425,064
	30	189,007	241,598	278,070	321,997	350,005	379,323	426,374
	31	190,820	242,606	279,984	324,112	351,919	381,137	427,683
	32	192,533	243,815	281,697	326,228	353,733	382,749	428,892
	33	194,145	245,124	283,309	327,538	355,647	384,562	430,101
	34	195,656	246,333	285,223	329,553	357,461	385,973	431,411
35	197,167	247,542	287,036	331,467	359,274	387,484	432,721	

第4編 給与（稲川土地改良区職員給与規程）

36	198,679	248,852	288,951	333,583	360,987	389,096	433,930
37	199,988	249,759	290,563	335,497	362,397	390,507	435,139
38	201,298	251,169	292,275	337,411	363,707	391,716	435,945
39	202,608	252,580	294,089	339,426	365,118	392,925	436,751
40	203,918	254,091	295,902	341,341	366,528	394,033	437,557
41	205,227	255,502	297,514	343,255	367,838	395,141	438,161
42	206,537	256,912	299,227	345,169	368,745	396,350	438,867
43	207,847	258,323	300,738	346,983	369,853	397,559	439,572
44	209,157	259,632	302,350	348,897	370,961	398,667	440,277
45	210,366	260,841	303,962	350,408	371,767	399,373	441,083
46	211,675	262,151	305,675	351,819	372,674	400,078	441,889
47	212,985	263,562	307,287	353,330	373,581	400,783	442,292
48	214,295	264,871	309,000	354,841	374,487	401,488	442,997
49	215,403	266,080	310,007	356,453	375,394	402,093	443,501
50	216,511	267,189	311,519	357,259	376,200	402,697	443,904
51	217,519	268,498	313,030	358,468	377,006	403,201	444,307
52	218,627	269,808	314,642	359,476	377,812	403,604	444,710
53	219,735	270,816	316,254	360,382	378,517	404,007	445,113
54	220,743	271,924	317,866	361,491	379,223	404,309	445,516
55	221,650	273,234	319,478	362,397	379,928	404,612	445,919
56	222,657	274,543	320,989	363,506	380,633	404,914	446,221
57	223,161	275,551	322,500	364,412	381,137	405,216	446,524
58	224,068	276,558	323,709	365,118	381,741	405,518	446,927
59	224,874	277,465	324,918	365,823	382,346	405,821	447,229
60	225,780	278,573	326,127	366,528	383,051	406,123	447,531
61	226,486	279,682	326,833	366,931	383,454	406,425	447,833
62	227,493	280,689	327,739	367,536	384,159	406,727	
63	228,299	281,596	328,545	368,241	384,764	407,030	
64	229,206	282,603	329,351	368,946	385,368	407,332	
65	229,911	283,208	330,258	369,248	385,771	407,634	
66	230,717	284,115	330,661	369,954	386,376	407,936	
67	231,624	284,820	331,366	370,659	386,980	408,239	
68	232,732	285,727	332,172	371,364	387,585	408,541	
69	233,437	286,734	332,978	371,666	387,988	408,742	
70	234,143	287,540	333,684	372,271	388,492	409,045	
71	234,747	288,346	334,389	372,976	388,995	409,347	
72	235,553	289,152	335,094	373,581	389,600	409,649	
73	236,359	289,958	335,598	373,883	389,902	409,851	
74	237,064	290,462	336,202	374,487	390,305	410,153	

第4編 給与（稲川土地改良区職員給与規程）

75	237,770	290,865	336,706	375,193	390,708	410,455
76	238,374	291,369	337,311	375,797	391,111	410,657
77	239,079	291,469	337,613	376,200	391,413	410,858
78	239,885	291,872	338,117	376,704	391,716	411,160
79	240,691	292,074	338,520	377,308	392,018	411,463
80	241,397	292,477	339,023	377,812	392,320	411,664
81	242,001	292,678	339,426	378,316	392,522	411,866
82	242,706	292,880	339,930	378,920	392,824	412,168
83	243,412	293,283	340,434	379,424	393,126	412,470
84	244,117	293,585	340,938	379,726	393,328	412,672
85	244,721	293,887	341,240	380,129	393,529	412,873
86	245,427	294,190	341,643	380,633	393,831	
87	246,132	294,492	342,147	381,036	394,134	
88	246,837	294,895	342,550	381,439	394,335	
89	247,442	295,197	342,852	381,842	394,537	
90	247,945	295,600	343,255	382,346	394,839	
91	248,248	295,902	343,759	382,749	395,141	
92	248,651	296,305	344,162	383,152	395,343	
93	248,953	296,406	344,363	383,454	395,544	
94		296,608	344,766			
95		297,011	345,270			
96		297,414	345,673			
97		297,615	345,774			
98		297,917	346,277			
99		298,320	346,680			
100		298,723	346,983			
101		298,925	347,285			
102		299,227	347,688			
103		299,630	348,091			
104		299,932	348,494			
105		300,134	348,998			
106		300,436	349,401			
107		300,839	349,804			
108		301,141	350,207			
109		301,343	350,710			
110		301,746	351,113			
111		302,149	351,416			
112		302,451	351,718			
113		302,552	352,222			

第4編 給与（稲川土地改良区職員給与規程）

	114		302,854					
	115		303,156					
	116		303,559					
	117		303,761					
	118		303,962					
	119		304,265					
	120		304,567					
	121		304,970					
	122		305,171					
	123		305,474					
	124		305,776					
	125		306,078					
再任用 職員		188,704	216,411	256,711	276,256	291,469	317,060	359,073

別表第2（第3条関係）

等級別標準執務表

等級	職務
6等級	(一) 事務局長の職務
5等級、6等級	(一) 課長の職務 (一) 職務の内容、責任の程度が前号と同等と認められる職務
4等級、5等級	(一) 係長の職務 (一) 職務の内容、責任の程度が前号と同等と認められる職務
3等級、4等級	(一) 主任の職務 (一) 職務の内容、責任の程度が前号と同等と認められる職務
2等級、3等級	(一) 主事の職務 (一) 職務の内容、責任の程度が前号と同等と認められる職務
1等級	(一) 主事補の職務

別表第3（第3条関係）

初任給基準表

区分	学歴	等号給	備考
正規の試験	大学卒	1級25号給	
	短大卒	1級15号給	
	高校卒	1級5号給	

別表第4（第9条関係）

特別手当（期末・勤勉手当）

基準日	6月1日	12月1日	合計
支給日	6月21日	12月21日	
期末手当率	100分の125	100分の125	100分の250
勤勉手当率	100分の87.5	100分の87.5	100分の175
合計	100分の212.5	100分の212.5	100分の425

別表第5（第10条関係）

職務手当

職 務	月 額
事務局長	22,000 円
課 長	22,000 円
係 長	15,000 円
主 任	10,000 円

別表第6（第11条関係）

時間外手当

午前5時から午後10時まで

$$\frac{\text{給料月額} \times 12 \text{ 月}}{\text{一週間の勤務時間} \times 52 \text{ 週}} \times \frac{125}{100} = 1 \text{ 時間当りの単価}$$

午後10時から午前5時まで

$$\frac{\text{給料月額} \times 12 \text{ 月}}{\text{一週間の勤務時間} \times 52 \text{ 週}} \times \frac{150}{100} = 1 \text{ 時間当りの単価}$$

1ヶ月60時間超の時間外手当

$$\frac{\text{給料月額} \times 12 \text{ 月}}{\text{一週間の勤務時間} \times 52 \text{ 週}} \times \frac{150}{100} = 1 \text{ 時間当りの単価}$$

法定休日勤務手当

$$\frac{\text{給料月額} \times 12 \text{ 月}}{\text{一週間の勤務時間} \times 52 \text{ 週}} \times \frac{135}{100} = 1 \text{ 時間当りの単価}$$

午後10時から午前5時まで

$$\frac{\text{給料月額} \times 12 \text{ 月}}{\text{一週間の勤務時間} \times 52 \text{ 週}} \times \frac{160}{100} = 1 \text{ 時間当りの単価}$$

別表第7（第12条関係）

通勤手当

交通機関を利用の場合	運賃相当額の全額支給の限度額の月額	55,000 円
自転車等の交通用具を使用の場合	2km 以上 5km 未満	2,000 円
	5km 以上 10km 未満	4,200 円
	10km 以上 15km 未満	7,100 円
	15km 以上 20km 未満	10,000 円
	20km 以上	12,900 円

